

## 向日市空家等対策協議会を傍聴される方へ

- 1 傍聴される方は静かに席につき、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
  - (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
  - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
  - (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
  - (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の事項を守っていただけないときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場とする場合がありますのでご注意ください。
- 3 次の事項に該当する方は、傍聴できません。
  - (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
  - (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者
  - (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者